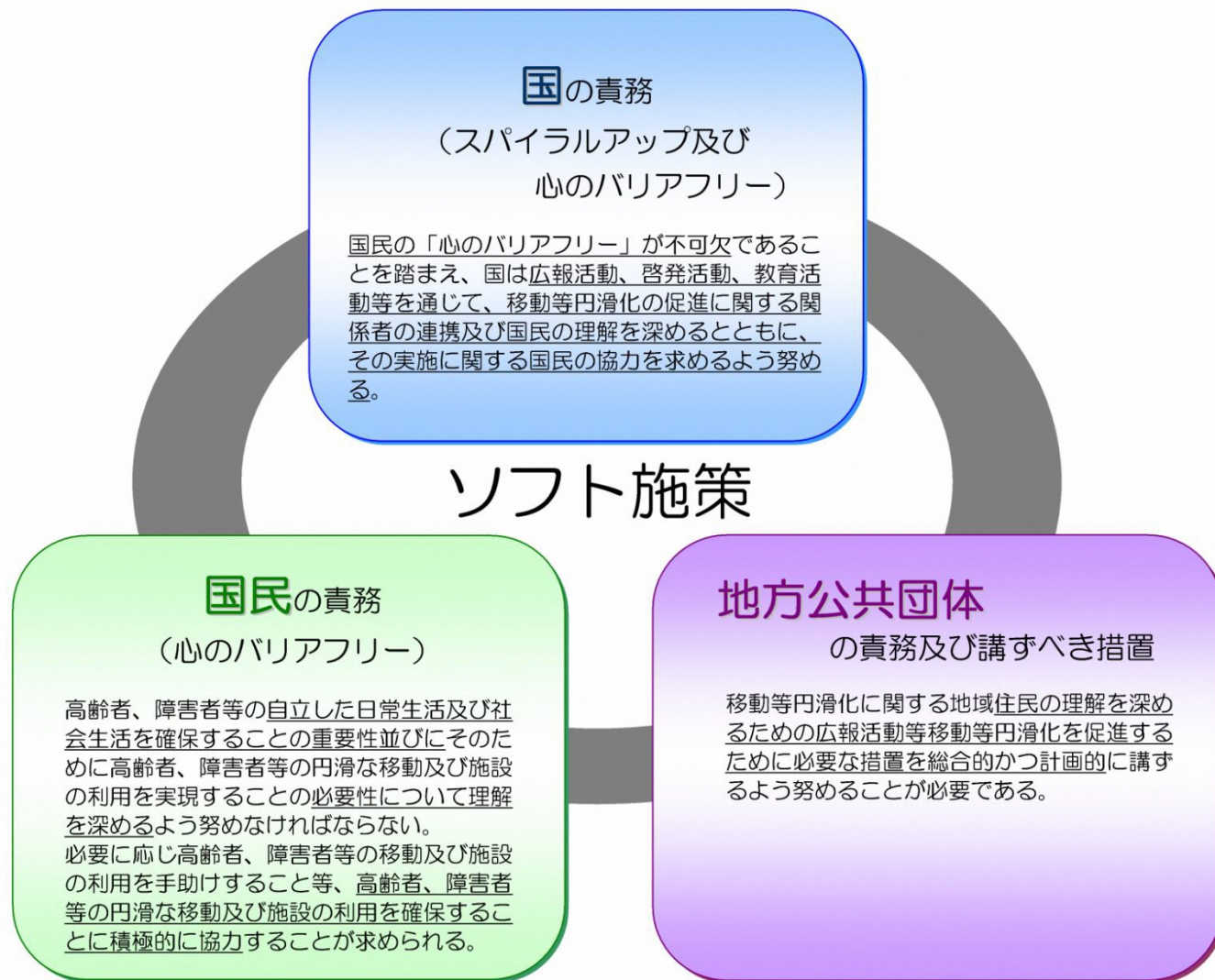


● ソフト施策の位置づけ

移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の（ハード）整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることが、「バリアフリー新法」の理念の一つとなっています。「ソフト施策」は「心のバリアフリー」を進めるための取り組みと位置付けられます。



出典) 移動等円滑化の促進に関する基本方針 (一部抜粋)

図1. ソフト施策のイメージ

①障害者差別解消法施行（平成 28 年（2016 年）4 月 1 日）による取り組み
法の目的：障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること。

法の概要：国の行政機関・地方公共団体等、民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すると共に、行政機関に対し職員対応要領の策定を努力義務とするなど、具体的な取り組み内容について定めている。

②「障害を理由とする差別解消の推進に関する豊中市職員対応要領」の周知（平成 27 年（2015 年）11 月策定、平成 28 年（2016 年）4 月より実施）

障害を理由とする差別の禁止に関して行政機関の職員が適切に対応できるよう、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例について定め、職員に対して研修等を行った。

※本市ホームページから参照可能。

③豊中市障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、市関係機関等が、本市の区域において行う障害を理由とする差別に関する相談対応および差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため設置している。協議会を効率よく運営するため、基本的な運営方針や構成機関が対応した相談事例の共有と進行管理を行う代表者会議と障害を理由とする差別を思われる事例について対応を検討するケース検討会議がある。

- 開催数：代表者会議 2 回、ケース検討会議 2 回（令和元年度（2019 年度））
- 構成機関にオブザーバー枠を設置
地域協議会代表者会議の構成機関を見直し、オブザーバーとして公共交通機関を加えた。具体的な事例をともに共有することで、障害がある人の現状を知ってもらい、理解を広めることに繋げる。

④ヘルプマークとヘルプカードの配布（平成 29 年（2017 年）6 月 1 日配布開始）

●ヘルプマーク（配布数 1,416 枚）（令和元年度（2019 年度）配布実績）
援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された、全国で普及しつつあるマーク。

●ヘルプカード（配布数 1,052 枚）（令和元年度（2019 年度）配布実績）
ヘルプマークのイラスト（右図）が入っており、氏名・住所・電話番号・疾病や障害名・非常時の緊急連絡先等が記入できるカードで、豊中市独自の仕様になっている。

※いずれも障害福祉課・障害福祉センターひまわり・保健所・中部保健センター・千里保健センター・庄内保健センターにて配布。ヘルプカードについては市ホームページにてダウンロードが可能。

